



新潟県福祉保健部長
岩上 好和

「住みたい新潟、行ってみたい新潟」 をめざして

新潟県では、平成十八年に県政運営の基本計画である「新潟県「夢おこし」政策プラン」を策定し、平成十六年の中越大地震を大きな転換点に、将来に希望のもてる魅力ある新潟県を実現することを基本理念として「住みたい新潟、行ってみたい新潟」をめざすための施策に取り組んでいます。また、「政策プラン」の理念を受け、本県がめざすべき健康福祉施策の方向を示す新潟県健康福祉ビジョン（平成十八年）を策定し、県民の一人一人が、自分らしい、満足度の高い人生を送ることができるよう、重点的に施策を推進しています。平成二十一年度は、地域医療体制の確保、安心して子どもを生育する環境整備、高齢者や障害者に対する福祉サービスの充実などを施策の重点に掲げています。

地域医療体制の確保については、県内のどこに住んでいても等しく十分な医療の提供を受けられることが重要な課題であり、勤務医確保や医師の地域偏在解消に向けた対策を重点的に講ずるとともに、安全・安心な医療の基盤づくり、健康寿命の延伸をめざした生活習慣病・がん予防対策の戦略的推進などに取り組み、「健康長寿の新潟県づくり」を推進していくこととしています。安心して子どもを生育する環境整備については、子ども通院医療費助成への支援の拡充や妊婦健康診査費助成に対する支援のほか、放課後の子どもたちの居場所づくりへの支援の拡充などの取

り組みも推進していくこととしています。

また、福祉サービスの充実については、高齢者や障害者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会をつくるため、自立と社会参加を支える環境整備や地域で支える高齢者介護、障害者支援などの課題に引き続き取り組むとともに、現下の雇用情勢も踏まえ、工賃アップなど障害者の雇用をサポートする取り組みを拡充してまいります。

最後に、本県の生活保護の動向についてですが、平成二十一年二月現在における県内の被保護人員は、一万四千七百九十三人、保護率は六・一八％となっており、全国的には低い水準にあります。しかし、前年度と比較した保護申請件数は、全国の動向と同様に、昨年の秋以降、増加傾向にあります。生活保護が県民にとって、最後のセーフティネットとして役割を果たすことができるよう、今後も適切に取り組んでいきたいと考えております。豊かな自然と「食」、歴史、文化に恵まれた新潟県には、四季折々の魅力があり、特に、今年には「大観光交流年」として、秋にはトキめき新潟国体が開催されるなど大きなイベントが開催されます。また、現在、NHK大河ドラマ「天地人」が放映されており、県内各地においても関連イベントが催されています。ぜひこの機会に、新潟に足を運んでくださいますようお願いいたします。

特集Ⅰ

平成二十一年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

第六十五次生活保護基準の改定

平成二十一年度の生活保護基準の改定概要は「参考Ⅰ」のとおりですが、この改定の考え方について以下説明することとします。

1 生活扶助基準について

生活扶助基準については、平成十九年度に、全国消費実態調査等の結果を基に専門家による検証を行った結果、現行基準は一般の低所得世帯の消費実態と比べて高いという結果が得られました。しかし、平成二十年度は、原油価格の高騰が消費に与える影響等を見極めるため、据え置くこととし、平成二十一年度予算編成過程で適切に対応することとしました。

その後の物価、家計消費の動向を見ると、昨年二月以降の生活関連物資を中心とした物価上昇は、国民の家計へ大きな影響を与えており、また、「百年に一度」と言

われる昨年九月以降の世界的な金融危機は实体经济へ深刻な影響を及ぼしており、国民の将来不安が高まっている状況にあると考えられます。

このような現下の社会経済情勢に鑑み、平成二十一年度は、昨年度に引き続き生活扶助基準の見直しを行わないこととし、据え置くこととしました。「参考Ⅱ」。

2 母子加算の見直しについて

母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の基準額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたことから、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点等を踏まえ、一律・機動的に支給される母子加算を平成十七年度から段階的に減額し平成二十年度限りで廃止する一方、新たな給付を創設し、世帯の自立に向けた給付に転換したところである。

具体的には、①平成十七年度に

「高等学校等就学費」を創設し、三年間の高等学校就学に必要な費用を保護費からの支給の対象とし、

②平成十九年度には「ひとり親世帯就労促進費」を創設し、就労している又は就労支援プログラムに参加する等職業訓練を受け自立に向けて努力している母子世帯等に對して、新たに給付金を支給することとしました。

（参考）ひとり親世帯就労促進費

○就労している世帯

一万円（全地域共通・月額）

○職業訓練等に参加している世帯

五千円（全地域共通・月額）

③さらに平成十七年度以降「就労支援プログラム」により、母子世帯の状況に応じた就労支援を実施しているところですが、本年度から、就労意欲や生活能力、就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者を対象として生活能力向上のための訓練やカウンセリ

ング等の支援を行う「就労意欲喚起等支援事業」を新たに実施することとしています。

3 産科医療補償制度への対応について

平成二十一年一月一日から、分娩に関連して脳性麻痺となった子及びその家族の経済負担を速やかに補償するための「産科医療補償制度」が開始されています。これに伴って同制度に加入する医療機関等の出産費用の上昇が見込まれたことから、平成二十一年一月一日から、同制度の対象となる出産の場合には、三万円の範囲内において出産扶助の特別基準の設定があったものとして、追加的に必要となる費用の額を認定できることとしました。

4 その他の扶助基準等

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については、一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県、

【参考2】平成21年度生活扶助基準額（月額）

3人世帯【33歳男・29歳女・4歳子】

級地区分	格差	平成20年度	平成21年度	改定率
1級地-1	100.0	162,170 円	162,170 円	100.0
1級地-2	95.5	154,870	154,870	
2級地-1	91.0	147,580	147,580	
2級地-2	86.5	140,270	140,270	
3級地-1	82.0	132,980	132,980	
3級地-2	77.5	125,680	125,680	

(注) 冬季加算（Ⅵ区×5/12）を含めた額を10円単位で表示

【参考3】最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助(注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪高市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

2. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	167,170	159,870	152,580	145,270	137,980	130,680
就労収入が手元に残る額(就労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	260,190	242,090	228,800	214,490	201,300	188,000
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪高市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

3. 母子2人世帯【30歳(就労)、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,360	116,120	110,890	105,640	100,420	95,170
ひとり親世帯就労促進費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
就労収入が手元に残る額(就労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	224,380	208,340	197,110	184,860	173,740	162,490
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪高市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

【参考1】平成21年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第64次 (20年4月1日)	第65次 (21年4月1日)	変更
1. 生活扶助基準 (1) 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	162,170	前年度同額	【3人世帯基準額】 33歳男、29歳女、4歳子 冬季加算(Ⅵ区×5/12)を含めた額を 10円単位で表示
(2) 期表一時扶助費(居宅)	14,180	前年度同額	
【加算等】 妊産婦加算(妊娠6カ月以上)	13,810	前年度同額	
母子加算 (居宅)	7,750	廃止	
(入院・入所)	6,460	廃止	
障害者加算 障害等級1・2級 (居宅)	26,850	前年度同額	
(入院・入所)	22,340	〃	
重度障害者加算	14,380	〃	
重度障害者看護介護料	12,060	〃	
重度障害者他人介護料	69,960 以内	〃	
介護施設入所者加算	9,890 以内	前年度同額	
在宅患者加算	13,290	前年度同額	
放料被褥者加算 負傷又は疾病の状態にある者 負傷又は夜病の状態に該当しなくなった者	42,660	前年度同額	
2. 住宅扶助基準 児童養育加算 3歳未満の児童	10,000	前年度同額	
3歳以上小学校修了前の児童	5,000	〃	
第1子・第2子	10,000	〃	
第3子以降1人	10,000	〃	
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
入院患者日用品費	23,150 以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	9,890 以内	前年度同額	
入学準備金 小学校	39,500 以内	前年度同額	
中学校	48,100 以内	〃	
3. 住宅扶助基準 (1) 家具調代等	13,000 以内	前年度同額	
(2) 住宅維持費	年額 118,000 以内	前年度同額	
3. 教育扶助基準 小学校	2,150	前年度同額	
中学校	4,180	〃	
4. 出産扶助基準 居宅	204,000 以内	前年度同額	
施設	173,000 以内	182,000 以内	
+入院料		+入院料	
5. 生活扶助基準 (1) 生業費	45,000 以内	前年度同額	
(2) 技能検定費 技能検定費(高等学校等就学費を除く) 高等学校等就学費 基本額(月額) 教材代 授業料、入学料及び入学検査料	69,000 以内	70,000 以内	正親の経費で使用する教科書等の購入に必要な額 高等学校等が所在する標準的額の条項に定める標準 府立高等学校における額 通学に必要な最小限度の額
	5,300	前年度同額	
	実費額	実費額	
(3) 就職支度費	28,000 以内	前年度同額	
6. 葬儀扶助基準	199,000 以内	前年度同額	大人の基準額
7. 勤労控除 (1) 基礎控除(上限額)	限度額 33,190	前年度同額	
(2) 特別控除	年額 150,900 以内	〃	
(3) 新規就労控除	10,400	〃	
(4) 未成年者控除	11,600	〃	
(5) 不安定就労控除	8,000	〃	

指定都市及び中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。平成二十一年度においてもこの厚生労働大臣が別に定める額については、家賃消費費等物価の動向を反映し、実態に見合った額を設定するとともに、一般世帯との均衡等を確保するため、所要の改定を行いました。

(2) 出産扶助基準

出産扶助基準のうち施設分娩については、実態料金に基づき所要の改定を行いました。

(3) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費(高等学校等就学費を除く。)については、当該消費費物価の動向を勘案し所要の改定を行いました。

5 最低生活保障水準

生活保障法により保障される最低生活保障水準は、世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額が異なりませんが、いくつかの世帯を想定して平成二十一年度の最低生活保障水準を例示すると「参考3」とおりとなります。なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、その他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通

費等が加算されること及び住宅扶助については例示されている基準額以内でその実費が適用されること等に留意する必要があります。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることとなるため、現実消費し得る水準は控除額を含めた水準となります。控除額の見直しとして一例をあげると、一級地で就労収入が十二万二千五百六十円(東京都の最低賃金の二十日分相当)の場合で、二万四千六百六十円が収入から控除されます。

実施要領の改正等

第六十五次生活保障基準の改正とともに保護の実施要領の一部改正等が行われ、平成二十一年四月一日から適用されることとなった。改正等の概要は次のとおりである。なお、字句の整理にとまらざるものについては省略した。

1 世帯認定について

(1) 要保護者が直系血族世帯に転入した場合の取扱いについて 要保護者が自己に対して生活保持義務関係がない直系血族の世帯

に転入した際の取扱いについては、別冊問答集22において、当該直系血族の世帯に経済要件(経済的援助義務)を課しているところである。(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限り、要保護者を世帯分離できることとなる。)

本取扱いは、すでに現場において定着しており、また、例えば、離婚した母子が親元へ戻ってきた場合などについて、経済要件なしでの分離は社会通念上不適切と考えられることから、今般、局長通知第1-2(2)においても、その旨明記することとしたものである。

(2) 生活保持義務関係がない者が日常生活の世帯を目的として被保護世帯に転入してきた場合の取扱いについて

日常生活の世帯を目的として、生活保持義務関係がない者が転入してきた場合については、現行の取扱い上、経済要件(経済的援助義務)を課すこととしているところである。

しかしながら、善意で介護等の世話を行っている生活保持義務関係がない者に対し、経済要件を課すことは、かえって介護等の精神的援助が受けられない場合も想定

されるため、今般、局長通知第1-2(3)を一部改正し、取扱いを改めるものである。

2 実施責任について(医療観察制度の適用を受けていた者について)

平成十七年七月十五日より、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行され、本制度対象者に対する指定入院医療機関における医療費は、すべて医療観察制度により賄うこととされている。しかしながら、日用品費等の支払いが出来ないことにより、生活保障の申請に至るため、その際の保護の実施責任の取扱いについては、公費負担により医療扶助の適用を受けていない結核患者と同様の取扱いとすることとし、その旨局長通知第2の4に明記するものとする。

すなわち、医療観察制度の適用を受けていた居住者が不在者が他の病院へ転院したときは、現在地である転院先の実施機関が実施責任を負うことになる。

さらに、医療観察制度の性質上、居住のしない被保護者が医療観察法による措置解除と同時に転院と

なる場合も考えられるが、転院後も医療観察法を適用する特定の医療機関が存在する地域に実施責任が集中することから、特例的な取り扱いとして、転院先の医療機関所在地が実施責任を負うこととし、その旨局長通知第2の4に規定するものである。

(解説)

課長通知第2の4(3)の整理については、医療観察法の指定入院医療機関の数(10カ所)が限られていることから、措置解除後も当該指定医療機関の所在地が実施責任を負うこととする。そこに実施機関が集中することになるため、特例的な扱いとする。

3 資産活用について

(1) 求職活動のための自動車の使用について 求職活動のために自動車を保有・使用することは、現行の規定上明記されておらず、他の目的に使用するため保有が容認されている自動車についても、使用は容認されていないところである。

また、平成二十年度の実施要領改正においては、課長通知第3の9の2を新設し、保護開始時において失業や傷病により、就労を中断している場合の通勤用自動車の

保有について、一定の要件のもと処分指導を保留できる旨を規定したところである。

しかしながら、公共交通機関の利用が著しく困難な地域において、開始時に自動車(処分価値の小さいものに限る)を保有している場合については、当該自動車を使用して求職活動を行った者が自立助長に大きく役立つとの意見が複数の自治体から寄せられたところである。

こうした状況を踏まえ、今般、課長通知第3の9の2を改正し、困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り自動車の使用を認めるものである。

(解説)

あくまで処分保留している自動車に関する、限定的な使用の容認であり、就職活動としての自動車の保有を認めるものではないことに留意すること。

(2) 障害者以外の者における通院等のための自動車の保有について 通院、通所及び通学のための自動車については、利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難な場合等の一定の要件を満たす場合に限り、これまで障害者に限

定し、保有を容認してきたところである。

しかしながら、公共交通機関の利用が著しく困難な地域での自動車保有については、地域の自動車保有率が高いことや、タクシーでの通院の方が地域住民の理解が得られないこと、赤字路線が増加していること等の理由により、自治体において障害者以外にも一定の条件下、保有を容認すべきとの意見が過半数を超えている状況である。

こうした状況を踏まえ、今般、課長通知第3の12を改正し、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者について、通院等のための自動車保有の要件を一部緩和するものである。

また、これまでの自動車の維持に要する費用については、他からの援助等により確実に賄われる見通しがあることを要件としていたが、維持に要する費用のうちガソリン代については、通常の公共交通機関を利用しても費用がかかることから、他からの援助等で賄う対象から外すこととした。

(解説)

公共交通機関の利用が著しく困難な地域の規定は、昨年度別冊問答集で示したとおりである。今般、

生活保護問答集問3-16において同様の趣旨を明記しているところであるので、実施機関において総合的に勘案されたい。

なお、通院等の頻度については、障害者の場合について、過去に頻度を示していたものを削除した経緯があり、今回の改正においても示していない。ただし、あくまで定期的な通院等に限るものであることに留意されたい。(例えば、単に病気がちであるといった状態では、本規定の対象とはならない。)

(3) 公共交通機関の利用が著しく困難な障害者の程度について

「公共交通機関の利用が著しく困難な障害者の程度」については、その状況を判断する明確な規定がないため、運用上は、障害者手帳などの認定結果に基づき障害状態の判断を行っているところである。しかしながら、事故などにより身体に障害が生じた場合、障害者手帳等による障害の程度の判定までに期間を要する等、自動車の保有を認めるべき事案も考えられるため、今般、生活保護問答集第3-18において、障害の程度の判定を受けることが確実に見込まれる場合については、自動車の保有を認めて差し支えない旨を明記した。

(4) 保有が容認されている自動車の更新について
 従来、保有が容認されていた自動車を使用に耐えない状態となった場合、保護費のやり繰りによる貯えで自動車を買い換えることは本来最低生活の維持に充てるべき保護費によって資産を形成することとなることや、更新するためには、相当額の支出を要し最低生活の維持に支障を来す恐れがあることから、容認しない取扱いとしてきた。

しかしながら、
 ① 平成十七年度実施要領改正において、課長通知第3の18が創設され、保護費のやり繰りによる貯えが生活保護の趣旨目的に反しない限り認められることとなり、この規定に従えば、保有を認められた自動車の更新についても、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等で賄うことは、容認されるべきと判断されること
 ② 更新を認めないことにより、世帯の自立を阻害すること
 ③ 処分価値が小さいものについては、資産の形成とは解しがいけないこと
 等と勘案し、今般、課長通知第3

しかしながら、多くの場合において、転校時においては、新たな購入する学童服の他、靴なども必要となり、現行の被服費の基準額の範囲内では賄えないため、基準額の引き上げを求める意見が複数の自治体から寄せられた。
 今般、課長通知第7の90を新設し、転校時の学童服等については、入学準備金に類似した需要が発生することから、被服費としてではなく、入学準備金として支給する取扱いに改正し、実際の需要に対応した基準額（入学準備金・小学校三万九千五百円、中学校四万六千四百円以内）を適用することとした。

この改正に伴い、課長通知第7の61から、転校時の被服費の支給について規定を削除する。
 また、「入学準備金支給対象時から三年を経過した進級時における児童」という表記については、転校時に入学準備金を支給した児童についても、被服費の支給の趣旨から一律に支給できるようにするため、「小学校第四学年に進級する児童」に改めることとした。
 〈解説〉
 転校した直後に小学校第四学年に進級した場合、入学準備金と被服費の支給は趣旨の異なるもので

の23を創設し、一定の条件下、保有を容認された自動車の更新を認めるものである。
 なお、保護受給中の自動車の現物贈与については、処分価値のないものに限り従前から認められていたものである。

3 最低生活費の認定について
 (1) 夫婦で認知症グループホームに入居した場合の取扱いについて

保護受給中の夫婦がその一方又は両方が認知症対応型共同生活介護等に入所した場合の最低生活費等の取扱いについては、従来、次のような点で問題がみられた。
 ① 別世帯として取り扱うことについて
 事実上夫婦関係が断絶している場合は、別世帯として認定することもあろうが、生計の同一性、あるいは夫婦としての一定の交流が継続されている場合は、別世帯として取り扱うことは不適切である。
 ② 同一世帯として取り扱う
 それぞれで水光熱費や住宅費が必要となるが、最低生活費の認定方法については、現行の規定上明記されていない。
 こうした状況を踏まえ、今般、

あり、いずれの支給も認められる。(4) 養育費請求の調停及び審判のための家庭裁判所に出頭する場合の移送費について
 母子世帯にとって、生活保持義務関係者である子の父からの養育費を確保することは、自立助長を促進する意味からも重要であり、そのための方法として家庭裁判所の調停・審判制度は活用が望まれるものである。
 しかしながら、家庭裁判所における調停・審判については、申立人の相手方の住所地の家庭裁判所が管轄となるため、DV等で遠隔地へ逃避した場合等は、交通費等が多額になり、最低生活費を圧迫し、裁判等を諦めざるを得ないケースがあるとの意見が自治体から寄せられたところである。
 こうした実情を勘案し、今般、局長通知の一部を改正し、養育費請求の調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合については、移送費を支給できるとしたものである。

この場合に付添者がいることも考えられるが、高齢者や障害者等の移送に關して付添者の費用を支給している現行規定との均衡を図る観点から、当該支給要件の場合

夫婦の両方又は一方が認知症対応型共同生活介護に入居した場合であつて、同一世帯として認定すべきと判断される場合の最低生活費の認定方法を課長通知第7の89において明記するものである。

〔両方〕については、異なるグループホームに入る場合と、同一グループホームに入る場合とがあり、どちらの場合もこの規定が適用される。
 また、夫婦で同一の部屋であれば、通常の保護費の算定方法による。

なお、夫婦で実施機関が異なる場合は、同一世帯だが、別々の実施機関が担当することもある。(生活保護問答集2-24参照)
 (2) 入院・入所中の者が体験入所した場合の取扱いについて
 入院患者が外泊した場合の飲食物の支給の取り扱いについては、これまで、別冊問答(医療扶助)で示してきたところであるが、今般、入院中の被保護者が施設に体験入所する場合であつて、食事代の負担が求められる場合についても、同様の需要が発生するため、同様の取り扱いとすることを生活保護問答集第7-34において明記するものである。

には、付添者に要する費用については支給対象とならない点に留意されたい。
 また、養育費請求に伴う調停・審判に限り支給されるものであり、養育費請求を放棄した離婚の調停・審判については、支給対象外である。
 (5) 家財処分料と家財保管料の併給について
 実例として、単身被保護者が入院又は入所する際に、家財処分料と家財保管料の両方の需要が発生するケースがある。(例えば、六カ月以上一年以内の入院・入所が見込まれる場合においては、住宅費の認定がでなくなるため家財を処分する必要があるが、退院時のために家財の一部を保管する場合などか考えられる。)

しかしながら、現行の規定上、併給できる旨の規定が明記されておらず、実際の運用において併給できないとする取り扱いとしている。
 今般、家財処分料と家財保管料の併給を認めることにより、退院後の、居宅生活に円滑に移行できること等をかんがみ、借家等に居住する単身の被保護者が入院又は入所に際し、やむを得ない事情があると認められる場合は、家財処分

また、体験入所時に必要となるホテルコストについては、グループホーム等住宅扶助の対象となる住居については、住宅扶助基準額を外泊日数に応じて日割りの額に範囲内で、局第7の2の(1)のシに規定する施設へ体験入所する際には、利用料二万五千円を外泊日数に応じて日割りした額の範囲内で支給できる取り扱いを規定することとした。
 (3) 被服費の規定の整理及び転校時の入学準備金の認定について
 現行の規定上、学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、入学準備金支給対象時から三年を経過した進級時における児童については、特別の需要があるものとして一人当たり一万三千円以内(平成二十一年度)で被服費として認定できる取扱いとしてきたところである。

また、新たに転入する学校において、校則等により制服が定められているため、新たに制服を購入する必要があると認められる児童についても、同様に一万三千円以内(平成二十一年度)で被服費として認定できる取扱いとしてきたところである。

料と家財保管料の併給を認める旨を生活保護問答集第7-73に明記することとした。
 〈解説〉
 本規定により、例えば、入院又は入所見込期間が一年を超えないことから、局第7の2の(00)エにより家財保管料を認定していたが、その後の事情の変化により入院又は入所見込期間が一年を超えることが明らかになり、家財を処分する必要がある場合は、局第7-2-100-オにより家財処分料を支給して差し支えないこととなる。
 (6) 不動産鑑定費用等のその他必要となる費用について
 要保護世帯向け長期生活支援資金の運用において、不動産の所有者が判断能力を有していない場合については、成年後見制度の活用を図ることもあつて、その際には申立手数料や医師の鑑定費用等が必要となる。

現行の取り扱いにおいては、貸付決定後、貸付額に当該費用を上乗せしたところである。また、貸付決定に至らなかつた場合のみ、決定後に一時扶助として支給する取扱いとしている。
 しかしながら、貸付決定よりも以前(貸付申請時等)において、

当該貸付費用を支払う必要があるため、手続きを進めることができない場合があることにより、必要に応じ、一時扶助として貸付決定前に当該費用を支給すべきとの意見が多く寄せられていたところである。

そこで、今般、成年後見制度の費用を捻出することができないため、要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度の利用の手続きを進めることができない場合及び不動産鑑定による貸付審査の結果、当該貸付の利用に至らなかった場合については、当該費用を不動産鑑定費用等の一時扶助として支給できることとし、「その他必要となる費用」の対象について、生活保護問答集第7-75で明記することとした。

〔解説〕

成年後見制度の活用にあたっては、法務省で実施されている各種施策のほか、高齢者福祉施策や障害者福祉施策等、他法他施策の活用についても、十分検討されたい。

(7) 住宅費のうち、敷金等又は更新料等が必要とする場合の基準額について
上記の基準額については、局長通知第7の4(1)カ、キ及びクに規定するとおり、平成二十一年度に、別

に定める限度額」から「限度額又はオに定める額」の範囲内に改正したところであるが、平成二十一年度以前については、単身世帯であつてもオに定める額を基準額として差し支えない旨明記されていたところである。

しかしながら、平成二十一年度の改正以降、単身世帯の更新料等の認定については、オの定める額を基準額とする自治体と、限度額を基準額とする自治体があり、その取扱いについて全国で異なる事態が生じているところである。

このため、運用を全国的に統一して行うため、本規定から「限度額又は」の規定を削除し、単身世帯であっても、オに定める額を基準とできる旨を明確にすることとした。

また、昨年度の実施要領改正において、契約更新料等の範囲を拡大し、更新料、火災保険料及び保証料等についても支給対象としたところであるが、貸借契約の更新時期と火災保険料等の更新時期が異なることがあり、その費用を支給できず取り扱いに公平性を欠くといった意見が、複数の自治体から寄せられている。

県知事の承認を得ることされたい。

また、課長通知第7の30においては、障害者用グループホーム・ケアホームに入居する場合を含まない。これは、障害者福祉の「グループホーム・ケアホーム整備推進事業」において、事業者に対しグループホーム等を実施する際のグループホーム等の借り上げに伴う敷金・礼金等の費用を助成することとしているためである。

(9) 住宅用火災警報器の設置に係る費用の取扱いについて

住宅火災による死者数が千人を超える高水準になり、高齢化の進展により今後の被害拡大が懸念されたことから、平成十六年六月の消防法改正により住宅用火災警報器の設置が義務づけられている。

既存住宅については、市町村条例の規定により猶予期間が設けられており、平成二十三年六月には全国で義務化されることとなる。

この住宅用火災警報器は、国として全ての国民が生活の安全を確保するため設置すべきと判断したものであるが、被保護世帯については、費用負担が生じた場合、住宅用火災警報器の設置に係る費用が賄えないためその設置が困難となる場合が考えられる。

一方、生活保護制度においては、

とするので、賃貸借契約の更新時期とはことなる時期に火災保険料や保証料等が必要となった場合に支給できることとした。併せて、生活保護問答集第7-108において、その具体的解釈について明記することとした。

〔解説〕

本取扱いにより、昨年度より敷金等や更新料等に含まれることとなった火災保険料及び保証料等の費用についても、基準額の範囲内で賄えることが容易となるものと考えられる。

(8) 住宅費の敷金等の取扱いについて

転居に際し必要とされる敷金等については、課長通知第7の30に定める場合に限定し、支給を認めるところであり、そのうちの一つとして、「離婚により新たな住居を必要とする場合」との規定がある。

ここでいう「離婚」とは、当該規定の創設時（昭和五十四年度）の考え方として、離婚の届け出により、法的に婚姻関係を解消した場合をいい、内縁関係の解消等は含まれないこととしている。

しかしながら、内縁関係の解消に伴い、転居が必要となる事例は見られるところであり、事実婚は、

住宅維持費として「被保護者が現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合」に必要な費用を支給することとしており、課長通知第7においては、「入浴設備の敷設」や「便所の設置」等、補修・維持に限らず敷設・設置に要する費用も一部対象としていることから、今般、生活保護問答集第7-116により、住宅用火災警報器の購入費用について、必要最小限の範囲で住宅維持費の支給対象とするものである。

(10) 賃貸家屋からの転出にあたり原状回復費用の請求を受けられた場合について

現行の規定では、アパート等賃貸家屋に入居していた被保護者が転出するにあたり、賃貸人から原状回復費用の請求を受けた場合に、最低生活を維持するために必要不可欠と認められないことから、一時扶助として認定することができる取扱いをしているところである。

そもそも、当該費用については本求貸借人がその義務を負うべきものであり、また、賃貸借契約の特約により、賃貸人が負担しなくてはならない場合であっても、その費用は入居時に徴収された敷金等によって賄うべきものと考えら

遺族基礎年金が支給される遺族の範囲に含まれるなど、法律上一定の権限が与えられることとの均衡を考慮する必要があることから、今般、事実婚の解消の場合についても、敷金等の支給を認めることとし、課長通知第7の30を一部改正することとしたものである。

また、一般住宅から認知症対応型共同生活介護事業を行う住居に転居する場合には、現行規定では敷金等の支給対象とされていないが、認知症対応型共同生活介護事業を行う住居に入居する被保護者が増加していること等を踏まえ、今般、敷金等を支給できる旨を課長通知第7の30に規定するものである。

〔解説〕

昭和五十三年度に課長通知第7の30を改正し、「離婚により新たに住居を必要とする場合」を新たに規定したところであるが、改正当時、このように「離婚」とは、協議上の離婚、裁判上の離婚を問わず、離婚の届け出により、法的に婚姻関係を解消した場合をいい、単なる一時的な別居や内縁関係の廃止は含まれないものとしている。したがって、離婚に類似する事例で特に敷金等を認定する必要性がある場合は、従来どおり都道府

れる。

しかしながら、近年、敷金を徴収しない物件が増えてきており、敷金等を納めていない者はこれらの費用を自己負担せざるを得ないことから、転居後に債務を負うこととなり、自立の障害につながるといった問題が指摘されている。

また、敷金等を徴収する物件に居住していた者やそうでない者の間で公平性が保てないといった問題もある。

〔解説〕

支給に当たっては、以下の点に留意すること。
(2)アに定める額の範囲内であり、かつ、局第7-14(1)カに定める額（入居時に礼金・手数料等を支給した場合は、それを除いた額）を上回らない額とする。
契約上特約があることを前提とする。

家主が負担することが適当とされる自然損耗・通常損耗を除いた範囲内であること。（自然損

耗・通常損耗については、民法第606条により、賃貸人の修繕義務とされている。）

(参考) 民法第606条

〔賃貸人の修繕義務〕

1 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。
2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

※ 原状回復義務とは、借りた建物内にある賃借人の荷物を全て持ち出し、ゴミ等を捨てて可能な限りの清掃を行うことを意味する。従って、借りた物を借りた当初の状態に戻すことではない。

※ 判例においては、原状回復義務の契約条項の解釈として、自然損耗・通常損耗は賃借人の原状回復義務には含まれないと判断されている。

(11) 退所時に敷金等が支給できる社会福祉施設等の範囲について
平成十七年度より労働行政推進事業が実施されており、被保護者が「若者自立塾」を利用する際の保護の取扱いについて、平成二

十年五月十六日付事務連絡により
解釈を示し、被保護者に対する自
立支援のための社会資源の一つと
して活用を図っているところであ
る。

若者自立塾の入塾期間について
は、原則三か月とされているが、
入塾者の中には、親元に帰ること
がえって本人の自立を阻害する
との判断から、期間終了後に別途
単身での生活の場を確保し、そこ
から就労に至る事例が増えている。
今後、ニートや引きこもり等の
問題を抱える被保護者の自立支援
を積極的に促進する観点から、生
活保護問答集第7-104により、
退所時に敷金等を支給できる施設
として、若者自立塾を含めること
とした。

また、併せて事例の多い「アル
コール依存症や薬物依存症の治療
を目的とした施設」についても、
同様に生活保護問答集第7-10
4において、退所時に敷金等を支
給できる旨明記することとした。
なお、若者自立塾を利用する際
の考え方については、すでに平成
二十年五月十六日付厚生労働省社
会・援護局保護課係長事務連絡
「被保護者が「若者自立塾」に
参加する際の生活保護の取扱い等
について」が発出されていること

とあり、併せて事例の多い「アル
コール依存症や薬物依存症の治療
を目的とした施設」についても、
同様に生活保護問答集第7-10
4において、退所時に敷金等を支
給できる旨明記することとした。
なお、若者自立塾を利用する際
の考え方については、すでに平成
二十年五月十六日付厚生労働省社
会・援護局保護課係長事務連絡
「被保護者が「若者自立塾」に
参加する際の生活保護の取扱い等
について」が発出されていること

課税調査が速やかに行われなかつ
たこと、この後の事務処理が適切
でなかったことなどにより、未申
告の就労収入が適切に収入認定さ
れなかった事例について、改善の
必要がある旨の指摘があったこと
である。

こうした指摘等を踏まえ、おお
むね税務担当官署で課税台帳が作
成される六月以降、速やかに調査
を実施することを局長通知第12
の3に明記し、収入申告額の突合
作業を実施することにより、早期
の課税調査を促進するとともに、
改めて不正受給の早期発見を促す
こととしたものである。
(参考)

平成二十年十月六日付社援保発
第1006001号厚生労働省社
会・援護局保護課長通知「課税調
査の徹底及び早期実施について」

6 細則に規定する様式 の改正(1)(2)

生活保護の相談に当たっては、
平成二十年年度の実施要領改正にお
いて新たな規定を創設し、申請権
を侵害しないことや、関係機関の
連携等により要保護者の発見・把
握に努めることなどに留意する旨
通知したところである。
また、管内実施機関においては、

るのであるが、改めて生活保護問答
集第7-13において明記すること
とした。

(解説)

若者自立塾については、この規
定により単身でアパートに居住し
た段階で出身世帯とは別世帯とし
て認定することとなり、実施機関
が移ることなど考えられる。

(参考) 若者自立塾について
様々な要因により、働く自信
をなくした若者に対して、合宿
形式による集団生活の中で、労
働体験等を通じて、働くことに
ついての自信と意欲を付与する
ことにより、就労等へと導くこ
とを目的としている。

(2) 資格検定に要する費用の取扱 いについて

現行、生業費の技能修得費とし
て支給を認められるものは、局長
通知第7-81(2)「ア」(ウ)に
よって技能修得のために直接必要な
授業料(月謝)、教科書、教材費
及び当該技能修得に要する全員
が義務的に課せられる費用等の経
費に限定列挙されている。
しかしながら、被保護者の自立
のためには、単に技能の修得を目
的とした講習を受けるばかりでは
なく、就職に有利となるよう、多
様な資格を取得することが有効

とあり、併せて事例の多い「アル
コール依存症や薬物依存症の治療
を目的とした施設」についても、
同様に生活保護問答集第7-10
4において、退所時に敷金等を支
給できる旨明記することとした。
なお、若者自立塾を利用する際
の考え方については、すでに平成
二十年五月十六日付厚生労働省社
会・援護局保護課係長事務連絡
「被保護者が「若者自立塾」に
参加する際の生活保護の取扱い等
について」が発出されていること

とりわけ、申請意思の有無につい
て、面接記録表にチェック項目を
設けるなどの方法で確実に記録し
相談内容・対応結果と併せて、幹
部職員への決裁を受けるよう、全国
会議等においてお願いしてきたこ
とである。

こうした取組を徹底するため、
今後、「生活保護法施行細則準則
について」(平成二十年三月三十
一日社援保第871号厚生労働省社
会・援護局長通知)に規定する様
式第1号「面接記録票」を改正し、
「申請意思」に関する項目を追加
したほか、「急迫状況の判断」の制
度説明」などの項目を追加した。
管内福祉事務所等に既に使用され
ている様式において、今回お示し
した様式の事項が盛り込まれてい
ない場合については、随時改正願
いた。

なお、この様式と全く同じもの
を使用する必要はなく、この様式
の記載事項を把握できるものであ
れば、各自自治体の創意工夫により
適宜加工し、実際に使用しやすい
ものにして差し支えない。

7 生活保護問答集について

生活保護手帳「別冊問答集」に
ついては、出版物として一九九三
年二月に刊行後、これまで実施要

と考えられる場合がある。また、
これらの資格取得は必ずしも講習
等の受講を前提としないものもあ
る。

このため、今後、資格検定料を
技能修得費の支給対象とし、局長
通知第7-81(2)「ア」(ウ)の
一部を改正するものである。

また、高校生など、高等学校等
就学費を受給している者について
は、運用上、技能修得費の支給を
認めていないものの、高校の授業
カリキュラムなどの一環として、
資格検定を受検する場合がある。

今後、高校生等においても、こ
れらの資格取得が自立の助長につ
ながる可能性があるため、生活保
護問答集第7-155において、
一定の要件を満たす場合に限り資
格検定に要する費用を技能修得費
として支給を認めることとする。

さらに、この改正と併せて、自
動車運転免許の更新等に要する費
用についても、自立助長の観点か
ら、資格検定等に要する費用とし
て支給できる旨を生活保護問答集
第7-139において明記するも
のである。

領等の改正にあわせて、何らかこ
れらの問答の新設・改正を行って
きたところであるが、改訂版の問
答集というものは刊行されずこれ
までに至った。
今後、実務に有効な最新の問答
集を国として示す必要性が高まっ
ていることから、この間の社会情
勢の変化や法律・制度の改正等を
踏まえ、新たな問答集を事務連
絡として発出したものである。

医療扶助の運営要領の改正等

生活保護法による医療扶助の移
送費については、

① これまでの支給基準が「移
送に必要な最小限度の額」と
なっており、全国的に統一さ
れた運用がなされていなかった
こと、

② 平成十九年度に移送費の不
適正な支給事例が相次いで発
生した一因として、これまでの
支給基準が不明確であったこ
とも考えられたこと、など
から、差給・漏給を是正する
観点から、平成二十年四月以
降、局長通知や課長通知等を
発出し、給付範囲等の基準及
び審査等の手続きを明確化し

4 収入の認定について(通 勤用・事業用自動車等の維 持費(1)(2))

通勤用・事業用自動車等の維持
費については、課長通知第8の2
により就労収入から必要経費とし
て控除することができる旨の規定
しているところであるが、今後、
「車検に要する費用」等、その控
除対象となる費用を明確に規定す
ることとした。

また、通勤用・事業用自動車に
ついては、課長通知第8の2にお
いて、新たに「自動車運転免許の
更新費用」についても必要経費の
控除の対象とする旨を追加した。
これは、前述の資格検定料の支給
に関する改正とあわせてのものであ
る。

5 調査及び援助について

課税調査については、年一回、
税務担当官署の協力を得て被保護
者に対する課税の状況を調査する
こととしており、実施期間におい
てはこの調査により不正受給の早
期発見及び未然防止に努められ
ているところである。
しかしながら、今後、会計検査
院より、一部の自治体における、

たところである。
その後、これらの通知等の趣旨
に反し、一部において「交通費
の打ち切り」ではないかと意見
があったことから、平成二十年六
月に改めて通知を発出し、「移送
に必要な最小限度の額」というこ
れまでの基準を変更するものでは
なく、もとより、必要を医療を受
けられなくなる旨があつてはな
らず、必要な交通費は支給され
べきである、ということを明確に
し、この点については、各実施機
関等に対して、様々な機会を通じ
て、周知・徹底を図ってきたこ
ろである。

また、通院移送費については、
従前より、移送のために要した交
通費のほか、宿泊を要した場合の
宿泊料、付添人の日当等も支給対
象となっていたこと、

(参考) 医療扶助の移送の給付範囲
「生活保護法の解釈と運用」(小山達
次郎著)によれば、「移送費の内訳は
移送のために要した交通費、移送の
ために使った者の賃金、手当及び宿泊
を要した場合における宿泊料等であ
る。又移送の途中において、医師、看
護師等の付添を要した場合には、そ
の旅費、日当等も移送に要する費用中
より支給すべきである。」とされている。

